

耐津波設計に係る設工認審査ガイドの改正

令和5年1月18日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、耐津波設計に係る設工認審査ガイド（原管地発第1306196号。以下「ガイド」という。）の改正案に関する意見（以下「提出意見¹」という。）に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、ガイドの改正の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和4年度第45回原子力規制委員会（令和4年10月19日）（以下「第45回原子力規制委員会」という。）において、ガイドの改正案及び同改正案に対する意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める命令等に該当するものではないが、任意の意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- (1) 期 間：令和4年10月20日から11月18日まで（30日間）
- (2) 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX
- (3) 提出意見数：1件²

4. 提出意見に対する考え方

提出意見に対する考え方について、別紙1のとおり了承いただきたい。
寄せられた意見³は全て、原子力規制庁において保存し、法令に従い開示する。

5. ガイドの改正

提出意見や第45回原子力規制委員会における意見等を踏まえ記載の適正化を行ったガイドの改正案について、別紙2のとおり決定いただきたい。

6. 今後の予定

改正したガイドは、委員会決定後、同日に施行する。

¹ 行政手続法第42条では、命令等制定機関が、意見公募手続を実施して命令等を定める場合に、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見を「提出意見」と規定している。

² 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

³ 提出意見及び提出意見に該当しないと判断される意見をいう。なお、提出意見に該当しないと判断される意見はなかった。

意見公募の結果については電子政府の総合窓口（e-Gov）にて公示する。

<別紙・参考>

- 別紙 1 耐津波設計に係る設工認審査ガイドの一部改正について（案）に関する提出意見及び提出意見に対する考え方（案）
- 別紙 2 耐津波設計に係る設工認審査ガイドの一部改正について（案）
- 参考 耐津波設計に係る設工認審査ガイド新旧対照表の変更箇所（見え消し）

耐津波設計に係る設工認審査ガイドの一部改正について（案）に関する提出意見及び提出意見に対する考え方（案）

No.	提出意見	考え方
1	<p>・ 52ページの本文の最下行から上に2行目「あたって」は「当たって」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</p> <p>・ 52ページの脚注の2行目「暫定指針は」は「暫定指針のことをいい」のほうがよい。</p> <p>・ 55ページの計算式の各変数の単位を記載したほうがよい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のように修正します。</p> <p>【変更前】 その知見を適用するにあたっての確認事項をまとめたものである。</p> <p>【変更後】 その知見を適用するに<u>当たって</u>の確認事項をまとめたものである。</p> <p>御意見を踏まえ、わかりやすさの観点から、以下のように修正します。</p> <p>【変更前】 東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針は、「国土交通省告示千三百十八号 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」として、平成23年12月27日に告示されている。</p> <p>【変更後】 <u>国交省の暫定指針とは、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針」のことをいい、これを基に「国土交通省告示第千三百十八号 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」が、平成23年12月27日に告示されている。</u></p> <p>御意見を踏まえ、以下のように単位を追記します。また、わかりやすさの観点から、各変数間に「・」を追記します。</p> <p>【変更前】 $P = \alpha \rho g \eta \quad (1)$ α : 水深係数 ※ α は国交省の暫定指針において3としている。</p> <p>P : 防潮堤等の最下部に作用する圧力 ※ 前面の据付高さを基準高さ(防潮堤等の最下部の高さ)とす</p>

No.	提出意見	考え方
		<p>る。</p> <p>ρ : 海水(流体)密度 ※ 海水密度をそのまま用いることを基本としたうえで、砂移動の解析条件である浮遊砂濃度については、不確かさを含めた上限設定とする。</p> <p>g : 重力加速度 η : 設計用浸水深</p> <p>【変更後】</p> $P = \alpha \cdot \rho \cdot g \cdot \eta \quad (1)$ <p>α : 水深係数 ※ α は国交省の暫定指針において3としている。</p> <p>P : 防潮堤等の最下部に作用する圧力 [Pa] ※ 前面の据付高さを基準高さ(防潮堤等の最下部の高さ)とする。</p> <p>ρ : 海水(流体)密度 [kg/m³] ※ 海水密度をそのまま用いることを基本としたうえで、砂移動の解析条件である浮遊砂濃度については、不確かさを含めた上限設定とする。</p> <p>g : 重力加速度 [m/s²] η : 設計用浸水深 [m]</p> <p>併せて、式(2)、式(3)、式(4)、式(5)、式(6)、式(9)についても、各変数の単位を追記します。また、本文及び脚注の計算式についても、各変数間に「・」を追記します。</p>

No.	提出意見	考え方
	<p>・ 57ページの(1)の解説の9行目「以下」は、本ガイドのどこの記載を指しているのか？</p> <p>・ 57ページの(1)の解説の9行目「ソリトン分裂波」は「ソリトン分裂」の誤記ではないか？</p> <p>・ 57ページの(2)の枠内の4行目「そのいずれか」は「それらのいずれか」の誤記ではないか？</p>	<p>解説の9～10行目以降に「ソリトン分裂波」に係る記載はないため、御意見を踏まえ、「以下「ソリトン分裂波」という。」を「ソリトン分裂波」に修正し、砕波の記載との整合を図るため以下のように修正します。</p> <p>【変更前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砕波段波波圧は、津波の先端部が急峻な壁状となった後に波が砕け（砕波）、防潮堤等に作用する波圧である。 ・ 波状段波波圧は、津波の先端部が複数の波に分裂（以下「ソリトン分裂波」という。）し、防潮堤等に作用する波圧である。 <p>【変更後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砕波段波波圧は、津波の先端部が急峻な壁状となった後に波が砕け（砕波）、防潮堤等に作用する波圧である。 ・ 波状段波波圧は、津波の先端部が複数の波に分裂し（ソリトン分裂波）、防潮堤等に作用する波圧である。 <p>解説の9～10行目の記載は、津波の先端部が複数の波に分裂する波である「ソリトン分裂波」による波圧についての説明をしている箇所であるため、「ソリトン分裂波」としています。したがって、原案のとおりとします。</p> <p>複数を対象としているため、御意見を踏まえ、以下のように修正します。</p> <p>【変更前】</p> <p>適切な条件による水理試験及び解析あるいは<u>そのいずれか</u>により推定していること。</p> <p>【変更後】</p> <p>適切な条件による水理試験及び解析あるいは<u>それらのいずれか</u>により推定していること。</p>

No.	提出意見	考え方
	<p>・ 59ページの5行目「約50m相当」と図2.6の「50m相当」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p> <p>・ 60ページの解説の12行目「・図2.7・・・」の文頭のインデントの位置が適当ではない。</p>	<p>御意見を踏まえ、図2.6の凡例の記載に合わせて、以下のように字句を統一します。</p> <p>【変更前】 さらに、海岸線より陸側(約50m相当)では、碎波後の低い浸水深の状態を示しており、</p> <p>【変更後】 さらに、海岸線より陸側50m相当では、碎波後の低い浸水深の状態を示しており、</p> <p>御意見を踏まえ、インデントの位置等を修正します。</p>